

福祉・介護職員等特定処遇改善加算について

福祉・介護職員の処遇改善については、これまでに数次わたる取り組みが行われてきましたが、新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)において、「介護人材確保のための取組みをより一層進めるため、経験・技能ある職員を重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。また、障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行う。」とされ、令和元年、10月の消費税引き上げに伴う障害福祉サービス等報酬改定において「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。当該加算算定のために、下記の要件を満たしている必要があります。

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- ① 現行処遇改善加算 I～Ⅲのいずれかを算定していること
- ② 職場環境等要件について、複数の取組みを行っていること
- ③ 処遇改善の取組みについて、ホームページ掲載等を通じた「見える化」を行っていること

見える化要件とは

福祉・介護職員等処遇改善加算を取得するための上記算定要件についての具体的な取り組み内容を、情報公表システムや事業者が運営するホームページ等を媒体として、外部から見える形で公表することを意味しています。

加算取得状況

		現行処遇改善加算	特定処遇改善加算	ベースアップ等支援加算
発達相談支援センターココペリ	児童発達支援	I	II	あり
発達相談支援センターココペリ	放課後等デイサービス	I	II	
SSTココペリの森	放課後等デイサービス	I	II	
生活介護事業所ココの家	生活介護	I	II	
生活介護事業所ココの家	短期入所	I	II	

令和6年 6月から処遇改善が一本化されます。当事業所では次の通りの取得予定となります。

		新加算
発達相談支援センターココペリ	児童発達支援	II
発達相談支援センターココペリ	放課後等デイサービス	II
SSTココペリの森	放課後等デイサービス	II
生活介護事業所ココの家	生活介護	I
生活介護事業所ココの家	短期入所	I

職場環境等要件

入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

資質の向上や キャリアアップ に向けた支援	働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
腰痛を含む心身の健康管理	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
	地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施

